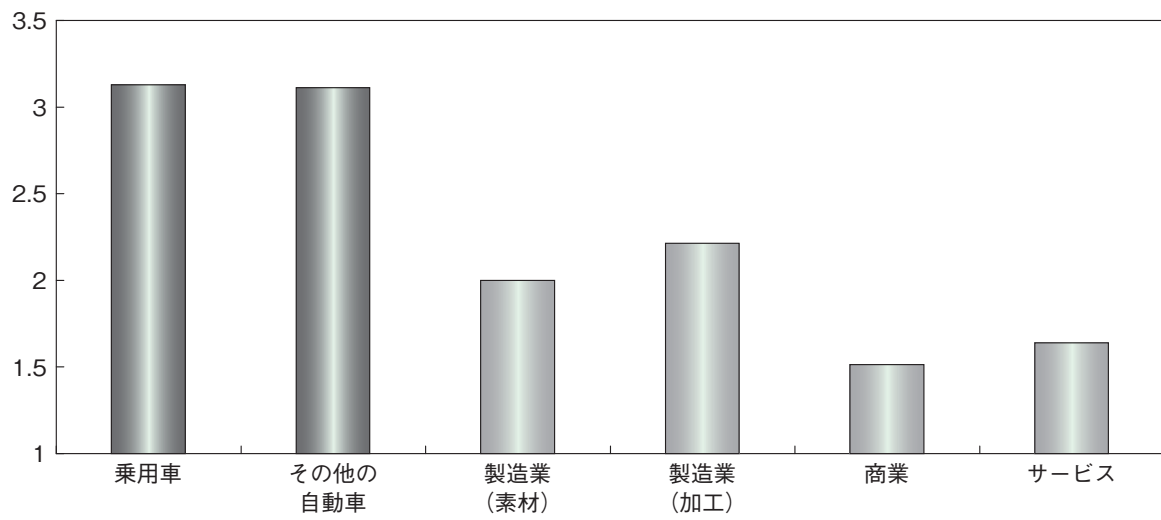


# 付図・付表



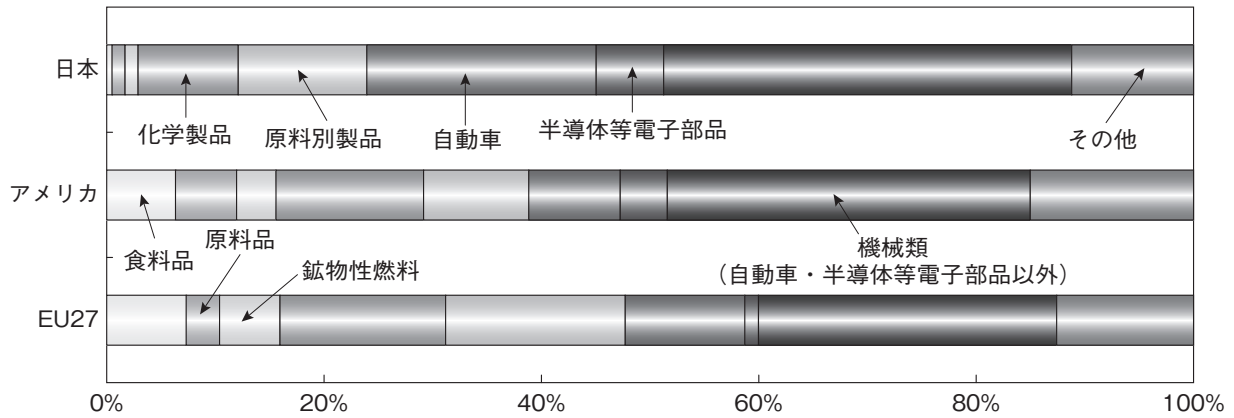
付図 1 - 1 自動車の生産波及力



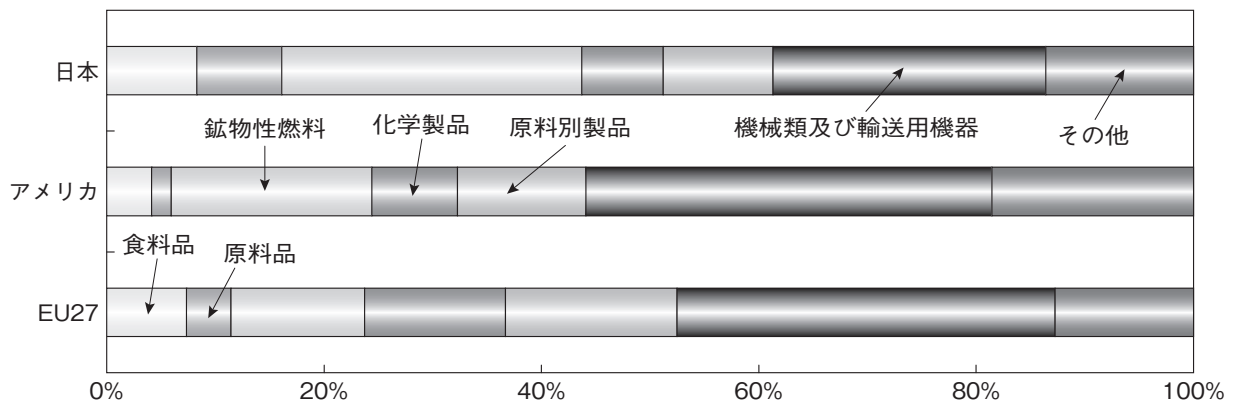
(備考) 総務省「平成17年産業連関表」により作成。

## 付図 1-2 日米欧における輸出入の品目構成

### (1) 輸出

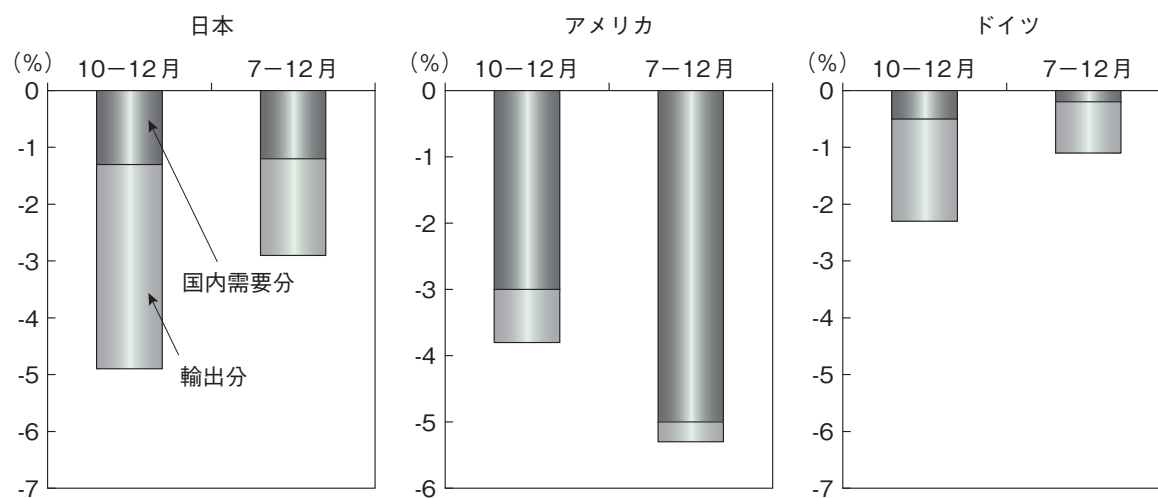


### (2) 輸入



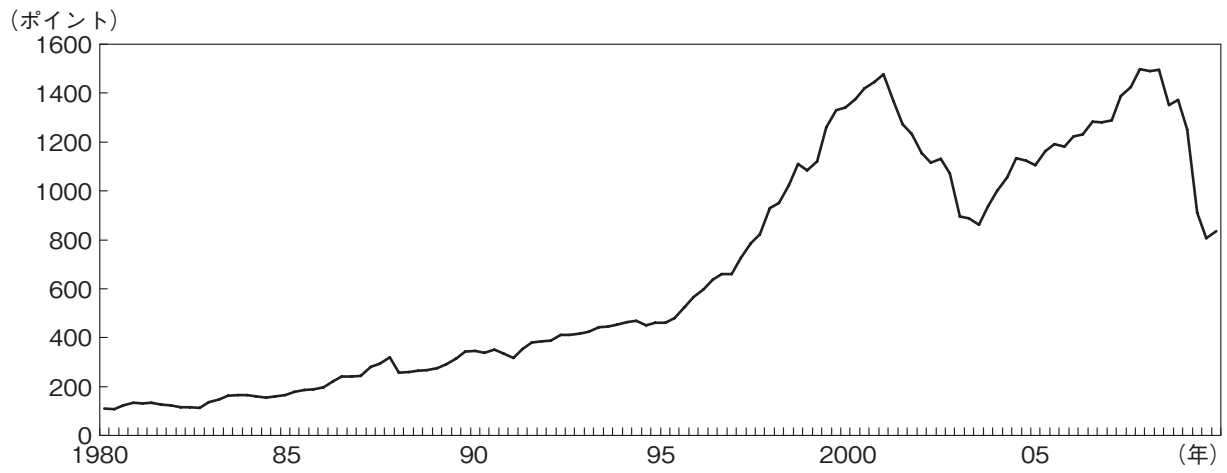
- (備考) 1. 財務省「貿易統計」、アメリカ商務省、“eurostat”により作成。  
 2. 財務省「貿易統計」の概況品をベースに比較を行った。2007年暦年ベース。  
 3. EU27の輸出入については、域内輸出も含む。

付図1-3 日米独の輸入誘発効果



- (備考) 1. 内閣府「国民経済計算」、総務省「平成17年産業連関表」、BEA “Gross Domestic Production”、BEA “Input Output Accounts”、“eurostat”により作成。
2. 「10-12月」は10-12月期の、「7-12月」は7-12月期の内外需額の変化による輸入誘発額の2008年7-9月期に対する比率。
3. ドイツについては、最終需要のうち、在庫等増減による輸入誘発額は国内最終需要分に含まれていない。

付図1-4 アメリカの株価（S&P）の推移



(備考) Bloombergにより作成。

付表1-5 各国の景気の山谷

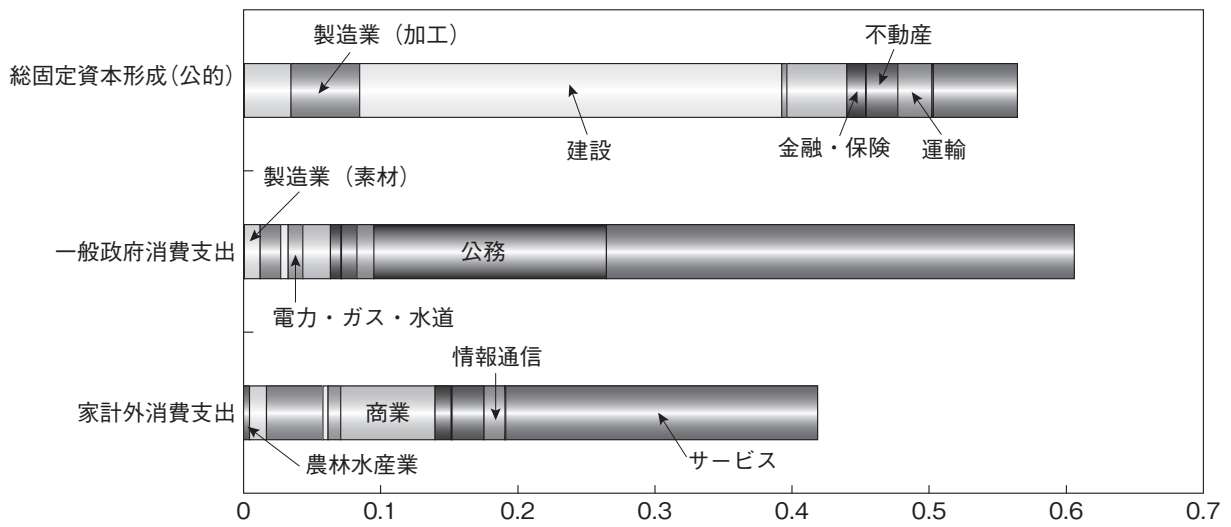
(年/月)

カナダ		ドイツ		フランス		英国		イタリア		デンマーク		オランダ	
谷	山	谷	山	谷	山	谷	山	谷	山	谷	山	谷	山
	56/11	59/2	61/1		58/1	58/10	60/3		57/3				56/12
58/8	59/11	63/3	65/2	59/3	60/12	63/1	65/1	58/6	63/9			58/5	60/10
61/3	62/7	67/5	70/3	63/1	64/2	67/7	69/5	65/1	67/2			63/2	64/12
63/4	66/1	71/12	73/4	65/3	66/7	72/1	73/6	68/1	69/3			67/5	69/9
67/11	69/3	75/6	77/1	67/7	69/6	75/8	79/6	71/4	73/12	75/3	76/6	72/1	74/3
70/11	74/1	78/4	80/1	71/5	74/5	81/1	83/11	75/7	76/12	79/1	79/11	75/7	76/8
75/7	79/7	82/12	85/10	75/7	76/12	84/9	88/11	78/1	80/2	83/2	85/12	77/9	80/1
82/11	84/8	88/3	91/2	77/11	79/8	92/5	94/10	83/5	84/9	87/11	88/12	83/2	85/6
86/10	88/4	93/6	94/12	82/10	84/2	99/1	00/11	85/10	89/11	91/4	95/1	87/7	90/9
91/3	95/1	96/2	98/4	87/2	90/2	03/4	04/4	93/9	95/10	96/11	98/7	93/11	94/12
96/10	00/8	99/3	00/11	93/8	95/3	05/10	08/2	96/11	97/11	99/6	00/12	97/3	00/9
01/11	06/1	03/8	08/2	96/11	98/4			99/4	00/12	04/10	06/12	03/6	04/6
				99/3	00/12			05/2	08/3			06/1	08/2
				03/6	08/2								

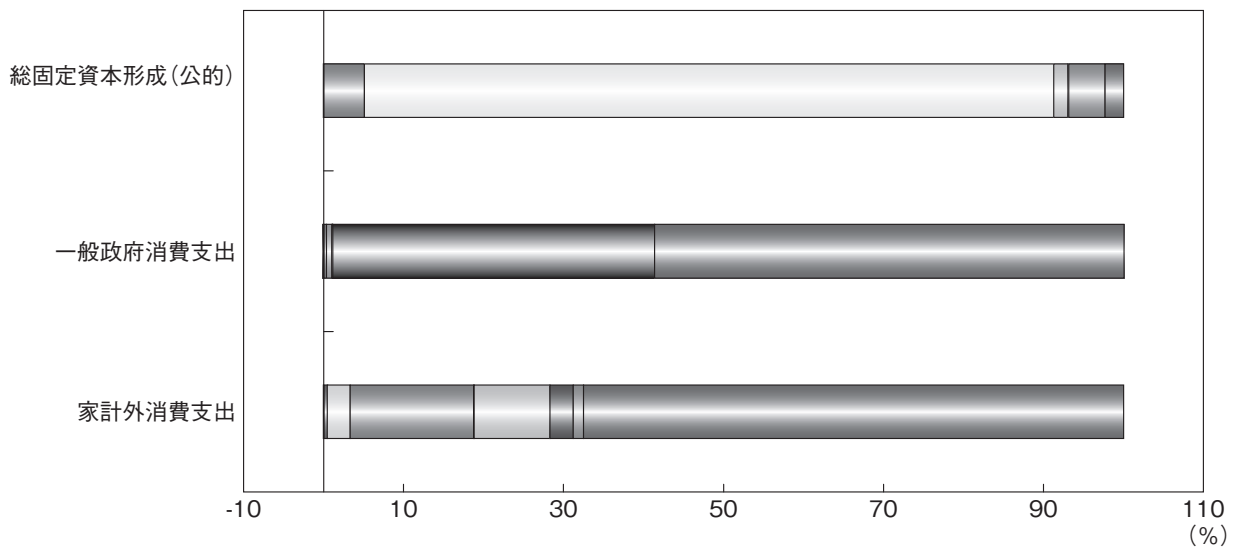
(備考) 1. OECDにより作成。  
2. 日本、アメリカについてはコラム1-1表参照。

## 付図 1-6 雇用者所得誘発係数と最終需要に対する産業別シェア

### (1) 雇用者所得誘発係数に対する産業別寄与度

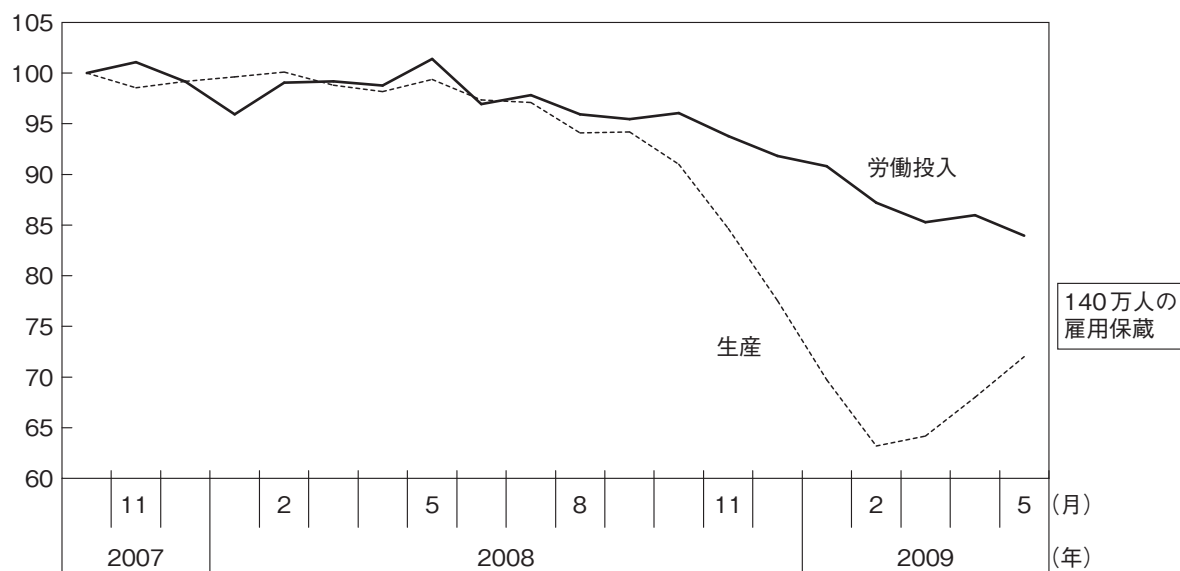


### (2) 最終需要における産業別シェア



(備考) 総務省「平成17年産業連関表」により作成。

付図1-7 生産と労働投入の差から単純に推計した雇用保蔵（製造業）



- (備考) 1. 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「労働力調査」、経済産業省「鉱工業生産指数」により作成。内閣府にて季節調整した。
2. 労働投入 = 就業者数 × 労働時間
3. 景気の山である07年10月を基準月とした。
4. 景気の山から現在において、労働投入が生産と同程度落ち込んだと仮定した場合に、足元の労働時間を所与としたときの就業者数の水準と、実際の就業者数の差分を雇用保蔵とし、以下のとおり算出する。
- $$E = N_{09} - N^* = N_{09} \cdot (72/100) * N_{07} H_{07} / H_{09} = 1079 - 939 = 140$$
- E: 雇用保蔵量     $N_{09}$ : 09年5月の就業者数     $N^*$ : 生産水準に見合う就業者数  
 $N_{07}$ : 07年10月の就業者数     $H_{07}$ : 07年10月の労働時間     $H_{09}$ : 09年5月の労働時間

付表2-1 主要国の研究開発投資に関する主な取組

国名	政策
日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第3期科学技術基本計画（2006年3月） <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府研究開発投資の総額規模約25兆円を目標</li> </ul> </li> <li>○「安心実現のための緊急総合対策」（2008年8月） <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境・エネルギー革新技術等開発支援（約500億円）</li> <li>→世界最先端の省エネ・新エネ技術等の研究開発を重点的・集中的に促進</li> </ul> </li> <li>○「経済危機対策」（2009年4月） <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界最先端研究支援強化プログラム（仮称）（2,700億円）</li> <li>→多年度にわたる研究資金の提供など研究者を最優先とした制度の創設</li> </ul> </li> </ul>
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「新エネルギー計画」（「グリーン・ニューディール政策」）（2009年1月） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイブリッドカー、再生可能エネルギー等の重点分野に今後10年間で1,500億ドルの戦略投資</li> </ul> </li> <li>○経済再生・再投資法（2009年2月） <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発予算総額215億ドル</li> </ul> </li> </ul>
英国	<ul style="list-style-type: none"> <li>○科学・イノベーション投資枠組計画2004-2014（2004年7月） <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発投資の対GDP比を2014年までに2.5%に</li> </ul> </li> <li>○エネルギー技術研究所（ETI）の設立（2007年9月） <ul style="list-style-type: none"> <li>・二酸化炭素排出削減等の技術開発を実施。10年間で5.5億ポンドの政府投資が行われる予定（民間からの投資と合わせ総額10億ポンド以上が充当される見通し）</li> </ul> </li> </ul>
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ハイテク戦略（2006年8月） <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発投資の対GDP比を2010年までに3%に</li> </ul> </li> <li>○第2次経済対策（2009年1月） <ul style="list-style-type: none"> <li>・連邦政府は2009年単年で総額4.5億ユーロの研究開発予算を用意</li> </ul> </li> </ul>
EU	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「リスボン戦略」の見直し（2005年2月） <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発投資の対GDP比を2010年までに3%に</li> </ul> </li> <li>○「欧州経済回復プラン」（2008年12月） <ul style="list-style-type: none"> <li>・使途自由な21億ユーロの調査研究予算（既存予算の使途振替）をグリーンカー構想、省エネ建造物構想等に配分</li> </ul> </li> </ul>
中国	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国家中期科学技術発展計画綱要2006-20（2006年2月） <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発投資の対GDP比を2010年に2%以上、2020年に2.5%以上に</li> </ul> </li> <li>○内需拡大のための10項目の措置（2008年11月） <ul style="list-style-type: none"> <li>・「自主创新とハイテク技術の産業化プロジェクト」（約208億円）</li> <li>→バイオ・医学・省エネ等に関するハイテク技術の産業化等</li> </ul> </li> </ul>

（備考）経済産業省（2009）「我が国の産業技術に関する研究開発活動の動向－主要指標と調査データ－第9版」、科学技術振興機構研究開発戦略センター資料等により作成。

付表3-1 雇用保護指標の算出方法

第四段階 6点満点	第三段階 6点満点	第二段階 6点満点	第一段階 6点満点	第一指標 第二指標	第三指標	
= A + B + C	A：常用雇用要因 = D + E + F 第一指標 (1/2) 第二指標 (5/12) 第三指標 (5/12)	D： 解雇手続きの不便性 (1/3)	1. 解雇通知に関する手続き	(1/2)	(1/2)	
			2. 解雇通知に至る期間	(1/2)	(1/2)	
		E： 帰責事由のない労働者の 解雇予告期間と解雇手当 (1/3)	3. 解雇の予告期間	i 勤続9ヶ月	(1/7)	(1/7)
				ii 勤続 4年	(1/7)	(1/7)
				iii 勤続 20年	(1/7)	(1/7)
			4. 解雇手当	iv 勤続9ヶ月	(4/21)	(4/21)
				v 勤続 4年	(4/21)	(4/21)
				vi 勤続 20年	(4/21)	(4/21)
		F： 解雇の困難性 (1/3)	5. 不当解雇の定義	(1/4)	(1/5)	
	6. 試用期間		(1/4)	(1/5)		
	7. 不当解雇の補償		(1/4)	(1/5)		
	8. 不当解雇の復職可能性		(1/4)	(1/5)		
9. 不当解雇に対する最大抗告期限	—		(1/5)			
B：臨時雇用要因 = G + H 第一指標 (1/2) 第二指標 (5/12) 第三指標 (5/12)	G： 有期雇用 (1/2)	10. 有期雇用契約利用の有効条件	(1/2)	(1/2)		
		11. 有期雇用契約の最大連続更新回数	(1/4)	(1/4)		
		12. 有期雇用契約の最長連続累積期間	(1/4)	(1/4)		
	H： 労働者派遣 (1/2)	13. 派遣契約が可能な業務の種類	(1/2)	(1/3)		
		14. 派遣契約の更新回数の制限	(1/4)	(1/6)		
		15. 派遣契約の最長累積派遣期間	(1/4)	(1/6)		
16. 配置に必要な認可と報告義務		—	(1/6)			
C：集団解雇要因 第一指標 (0) 第二指標 (2/12) 第三指標 (2/12)		17. 常用雇用労働者と平等の待遇	—	(1/6)		
		18. 集団解雇の定義	(1/4)	(1/4)		
		19. 追加的な解雇通知要件	(1/4)	(1/4)		
		20. 追加的な解雇予告期間	(1/4)	(1/4)		
		21. その他の使用者へのコスト	(1/4)	(1/4)		

- (備考) 1. Venn (2009) により作成。  
 2. ( ) の数値は、配点ウエイトを表す。  
 3. 第一段階の9、16、17は第三指標のみの算出方法である。

付表3-2 各国の雇用保護指標の数値

年・項目 国名	1990					1998				
	常用雇用 要因	臨時雇用 要因	総合評価 (第一指標)			常用雇用 要因	臨時雇用 要因	総合評価 (第一指標)	集団解雇 要因	総合評価 (第二指標)
オーストラリア	1.00	0.88	0.94	..	..	1.50	0.88	1.19	2.88	1.47
オーストリア	2.92	1.50	2.21	..	..	2.92	1.50	2.21	3.25	2.38
ベルギー	1.68	4.63	3.16	..	..	1.68	2.63	2.16	4.13	2.48
カナダ	1.25	0.25	0.75	..	..	1.25	0.25	0.75	2.63	1.06
チェコ	..	..	..	..	..	3.31	0.50	1.91	2.13	1.94
デンマーク	1.68	3.13	2.41	..	..	1.63	1.38	1.51	3.88	1.90
フィンランド	2.79	1.88	2.34	..	..	2.31	1.88	2.10	2.63	2.18
フランス	2.34	3.63	2.99	..	..	2.34	3.63	2.99	2.13	2.84
ドイツ	2.58	3.75	3.17	..	..	2.68	2.00	2.34	3.75	2.58
ギリシャ	2.25	4.75	3.50	..	..	2.25	4.75	3.50	3.25	3.46
ハンガリー	1.92	0.63	1.28	..	..	1.92	0.63	1.28	2.88	1.54
アイスランド	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
アイルランド	1.60	0.25	0.93	..	..	1.60	0.25	0.93	2.38	1.17
イタリア	1.77	5.38	3.58	..	..	1.77	3.63	2.70	4.88	3.06
日本	1.87	1.81	1.84	..	..	1.87	1.38	1.63	1.50	1.60
韓国	3.23	2.25	2.74	..	..	2.37	1.69	2.03	1.88	2.01
ルクセンブルグ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
メキシコ	2.25	4.00	3.13	..	..	2.25	4.00	3.13	3.75	3.23
オランダ	3.08	2.38	2.73	..	..	3.08	2.38	2.73	3.00	2.78
ニュージーランド	1.35	0.38	0.87	..	..	1.35	0.38	0.87	0.38	0.78
ノルウェー	2.25	3.54	2.90	..	..	2.25	3.13	2.69	2.88	2.72
ポーランド	2.06	0.75	1.41	..	..	2.06	0.75	1.41	4.13	1.86
ポルトガル	4.83	3.38	4.11	..	..	4.33	3.00	3.67	2.88	3.53
スロバキア	..	..	..	..	..	2.47	1.13	1.80	4.00	2.17
スペイン	3.88	3.75	3.82	..	..	2.61	3.25	2.93	3.13	2.96
スウェーデン	2.90	4.08	3.49	..	..	2.86	1.63	2.25	3.75	2.50
スイス	1.16	1.13	1.15	..	..	1.16	1.13	1.15	3.88	1.60
トルコ	2.64	4.88	3.76	..	..	2.64	4.88	3.76	1.63	3.41
英国	0.95	0.25	0.60	..	..	0.95	0.25	0.60	2.88	0.98
アメリカ	0.17	0.25	0.21	..	..	0.17	0.25	0.21	2.88	0.66
年・項目 国名	2003					2008				
	常用雇用 要因	臨時雇用 要因	総合評価 (第一指標)	集団解雇 要因	総合評価 (第二指標)	常用雇用 要因	臨時雇用 要因	総合評価 (第一指標)	集団解雇 要因	総合評価 (第二指標)
オーストラリア	1.50	0.88	1.19	2.88	1.47	1.42	0.88	1.15	2.88	1.44
オーストリア	2.37	1.50	1.94	3.25	2.15	2.37	1.50	1.94	3.25	2.15
ベルギー	1.73	2.63	2.18	4.13	2.51	1.73	2.63	2.18	4.13	2.51
カナダ	1.25	0.25	0.75	2.63	1.06	1.25	0.25	0.75	2.63	1.06
チェコ	3.31	0.50	1.91	2.13	1.94	3.05	0.88	1.97	2.13	1.99
デンマーク	1.63	1.38	1.51	3.88	1.90	1.63	1.38	1.51	3.13	1.78
フィンランド	2.17	1.88	2.03	2.63	2.13	2.17	1.75	1.96	2.38	2.03
フランス	2.47	3.63	3.05	2.13	2.90	2.47	3.63	3.05	2.13	2.90
ドイツ	2.68	1.50	2.09	3.75	2.37	3.00	1.25	2.13	3.75	2.40
ギリシャ	2.33	3.13	2.73	3.25	2.82	2.33	3.13	2.73	3.25	2.82
ハンガリー	1.92	1.13	1.53	2.88	1.75	1.92	1.38	1.65	2.88	1.86
アイスランド	..	..	..	..	..	1.73	0.63	1.18	3.50	1.57
アイルランド	1.60	0.63	1.12	2.38	1.33	1.60	0.63	1.12	2.38	1.33
イタリア	1.77	1.88	1.83	4.88	2.33	1.77	2.00	1.89	4.88	2.38
日本	1.87	1.00	1.44	1.50	1.45	1.87	1.00	1.44	1.50	1.45
韓国	2.37	1.69	2.03	1.88	2.01	2.37	1.44	1.91	1.88	1.90
ルクセンブルグ	..	..	..	..	..	2.75	3.75	3.25	3.88	3.36
メキシコ	2.25	4.00	3.13	3.75	3.23	2.25	4.00	3.13	3.75	3.23
オランダ	3.05	1.19	2.12	3.00	2.27	2.72	1.19	1.96	3.00	2.13
ニュージーランド	1.70	1.25	1.48	0.38	1.29	1.56	1.25	1.41	0.38	1.23
ノルウェー	2.25	2.88	2.57	2.88	2.62	2.25	3.13	2.69	2.88	2.72
ポーランド	2.06	1.25	1.66	4.13	2.07	2.06	1.75	1.91	3.63	2.19
ポルトガル	4.33	3.00	3.67	2.88	3.53	4.17	2.13	3.15	1.88	2.94
スロバキア	2.31	0.38	1.35	3.75	1.75	2.50	0.38	1.44	3.75	1.83
スペイン	2.46	3.50	2.98	3.13	3.01	2.46	3.50	2.98	3.13	3.01
スウェーデン	2.86	1.63	2.25	3.75	2.50	2.86	0.88	1.87	3.75	2.18
スイス	1.16	1.13	1.15	3.88	1.60	1.16	1.13	1.15	3.88	1.60
トルコ	2.56	4.88	3.72	2.38	3.50	2.56	4.88	3.72	2.38	3.50
英国	1.12	0.38	0.75	2.88	1.11	1.12	0.38	0.75	2.88	1.11
アメリカ	0.17	0.25	0.21	2.88	0.66	0.17	0.25	0.21	2.88	0.66

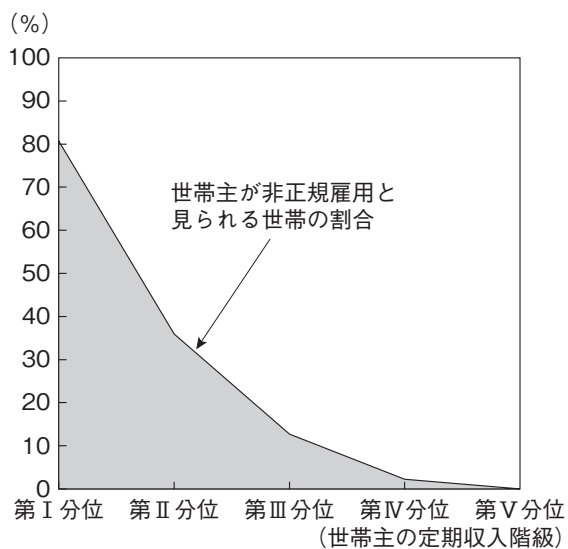
(備考) OECD “Online OECD Employment database” により作成。

付表3-3 我が国における非正規雇用に関連する主要な制度改正

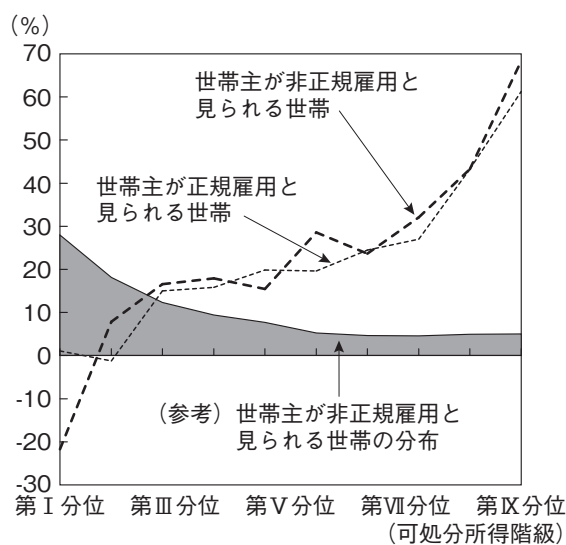
労働者派遣法の制定及び主な改正の内容	パート労働法の主な改正の内容	労働契約法の制定
<ul style="list-style-type: none"> <li>・1985年に「労働者派遣法」が成立、1986年に施行。 ※法の施行に当たっては、常用雇用の代替とならないよう、適用対象業務を限定。 制定当時は、港湾運送業務、建設業務その他政令で定める業務以外とし、対象業務をポジティブリスト方式（限定的に個別列挙）とした。</li> <li>・1996年にこれまでの対象16業務から26業務への対象業務の拡大</li> <li>・1999年に対象業務をポジティブリスト方式からネガティブリスト方式（特例以外は原則自由）へ変更</li> <li>・2003年に、期間制限を従来の1年から最大3年へ延長、製造業務についての労働者派遣事業の解禁（当初1年、2007年3月から最大3年）を主な内容とする変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パート労働者の納得性の向上、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保、通常の労働者への転換の推進等を図るための下記の改正を行ったところ（2008年4月施行）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①雇入通知書の交付・待遇についての説明</li> <li>②均衡のとれた待遇の確保（均衡待遇の確保措置の義務化）</li> <li>③正社員への転換の促進、苦情処理・紛争解決援助 など</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業形態の多様化、個別労働関係紛争の増加等に対応し、個別の労働者及び使用者の労働関係が良好なものとなるように民事上の基本的なルールを定めた労働契約法を制定したところであるが、非正規雇用に関連するものとしては、下記のものがある（2008年3月施行）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①有期労働契約に関して、契約期間中はやむを得ない事由がある場合でなければ、解雇できないことを明確化</li> <li>②契約期間が必要以上に細切れにならないよう、使用者に配慮を求める</li> </ul> </li> </ul>

付図3-4 世帯主が非正規雇用と見られる世帯割合、所得階級別貯蓄率と所得・資産水準

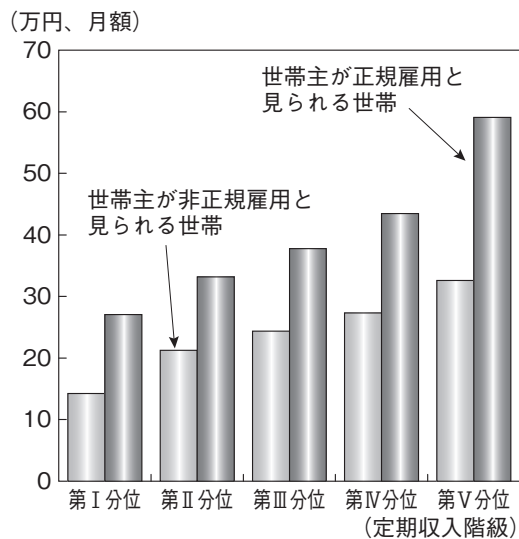
(1) 世帯主が非正規雇用と見られる世帯割合



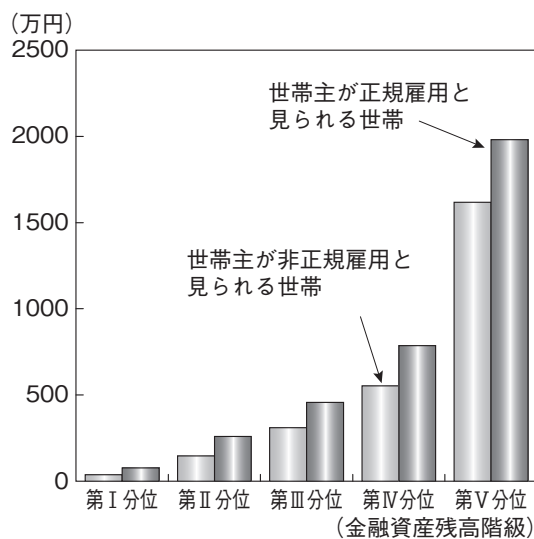
(2) 所得階級別の貯蓄率



(3) 世帯主の定期収入



(4) 金融資産残高



- (備考) 1. 総務省「家計調査(貯蓄・負債編)」の特別集計により作成。  
 2. (1)は、第3-1-17図において、世帯主が非正規雇用と見られる世帯(世帯主の収入が理論値よりも15%以上低い場合、以下同様)の割合を、世帯主の定期収入階級別(対象世帯の全体について、世帯主の定期収入が低い世帯から順に各20%を一つの階級としたもの)に図示。  
 3. (2)は、世帯主が非正規雇用と見られる世帯と正規雇用と見られる世帯別に、貯蓄率の可処分所得階級別平均値(対象世帯の全体について、可処分所得が低い世帯から順に各10%を一つの階級として、階級ごとの平均貯蓄率を計算したもの)を図示。  
 4. (3)と(4)は、世帯主が非正規雇用と見られる世帯と正規雇用と見られる世帯別に、世帯主の定期収入と金融資産残高の階級別平均値(世帯主が非正規雇用と見られる世帯と正規雇用と見られる世帯別に、それぞれの値が低い世帯順に各20%を一つの階級として、階級ごとの平均値を計算したもの)を図示。  
 5. 金融資産残高が0である世帯は推計から除いており、そうした世帯は推計に用いたサンプル数の4.7%(世帯主が非正規雇用と見られる世帯について2.6%、正規雇用と見られる世帯について2.1%)に当たる。

付表3-5 各種統計の調査対象世帯の違い

	全国消費実態調査	国民生活基礎調査	所得再分配調査
調査実施主体	総務省	厚生労働省	厚生労働省
調査対象世帯	全国の世帯	全国の世帯	全国の世帯
主な調査除外世帯	<p>【二人以上の世帯】</p> <p>①料理飲食店又は旅館を営む併用住宅の世帯</p> <p>②下宿屋又は賄い付きの同居人いる世帯</p> <p>③住み込みの雇用者が4人以上いる世帯</p> <p>④外国人世帯</p> <p>【単身世帯】</p> <p>①15歳未満の人</p> <p>②二人以上の世帯の①②④に該当する人</p> <p>③雇用者を同居させている人</p> <p>④学生</p> <p>⑤社会施設及び矯正施設の入所者</p> <p>⑥病院及び療養所の入院者</p>	<p>①住み込み又は賄い付きの寮・寄宿舎に居住する単身世帯（所得票調査における除外世帯）</p> <p>②住民登録の場所を病院に移している単身世帯</p> <p>③社会福祉施設に入所している単身世帯</p> <p>④刑務所・拘置所に収監されている単身世帯</p>	<p>①住み込み又は賄い付きの寮・寄宿舎に居住する単身世帯</p> <p>②住民登録の場所を病院に移している単身世帯</p> <p>③社会福祉施設に入所している単身世帯</p> <p>④刑務所・拘置所に収監されている単身世帯</p>
調査対象世帯数	二人以上の世帯：54,372世帯 単身世帯：5,002世帯 (平成16年調査)	世帯票：56,125世帯 所得票：9,409世帯 (平成17年調査)	9,409世帯 (平成17年調査)

- (備考) 1. 総務省「全国消費実態調査報告」、厚生労働省「国民生活基礎調査」「所得再分配調査報告」により作成。  
2. 国民生活基礎調査は平成20年調査が最新の調査であるが、ここでは所得再分配調査との比較をするために同時期の調査を記載している。

付表3-6 主要国の年金改革

国名	年金支給開始年齢	退職誘引の調整	給付額算定年数又は受給資格の変更	平均寿命及び／又は年金財政の持続可能性との連動性	確定拠出(DC)制度	その他
フィンランド		63歳～67歳の間に就労した者への給付乗率の割増	退職前10年間の所得から生涯平均所得へと変更	平均寿命乗数の付加(2010年から)		国民基礎年金部分は所得テスト有。過去所得の高い再評価と既裁定年金の低いスライド
フランス		公的及び補足的年金における早期退職／退職延期に対する給付調整を変更	満額拠出期間の延長。公的年金における給付算定の基礎となる所得を最高10年間の所得から最高25年間の所得へ	平均寿命の変化に応じた満額拠出期間の更なる延長		最低賃金の85%を最低所得目標に。両年金制度で物価スライド導入
ドイツ		65歳未満の退職者への給付削減		制度依存人口比率の悪化に伴い、再評価・スライドを削減	税制優遇付の任意の確定拠出年金	年金所得に対する税制優遇措置の段階的廃止
イタリア	通常の支給開始年齢の引上げ(男60→65歳、女55→60歳)。35年勤務の場合の早期支給開始年齢の引上げ(男60→62歳)	概念上の年金勘定に基づく早期退職年金給付の調整	長期就労年金の資格期間の延長(37年間→40年間)	概念上の年金勘定を通じて連動		DB制度から概念上の口座制度へ。高額年金への低いスライド
日本	支給開始年齢の段階的引上げ(60→65歳)		総報酬制の導入	「マクロ経済スライド」の導入		給付乗率の適正化
スウェーデン			最高15年間の所得から生涯平均所得へ(公的・所得比例部分)	概念上の年金勘定、確定拠出年金を通じた連動。さらに、概念上の口座における追加的な持続可能性の調整	ほぼ全ての就労者に強制的DC制度。企業年金をDB制度からDC制度に変更	DB制度から概念上の口座へ。年金受給者の所得税控除を廃止
英国	女性の支給開始年齢及び保証クレジット受給権付与年齢の引上げ(60→65歳)	年金受給延期による給付増額の引上げ。一括支払いオプションの追加			確定拠出(「ステークホルダー」)年金制度へのアクセス提供を雇用主に義務付け	基礎年金の増額。所得テスト付補足的給付の充実。所得比例年金の累進性の増大
アメリカ	支給開始年齢の引上げ(65→67歳)	早期退職、退職延期に対する調整を変更				

- (備考) 1. OECD (2007) 「Pensions at a Glance」をもとに内閣府にて作成。  
 2. 1990年以降に行われたもの。DBは確定給付、DCは確定拠出を表す。  
 3. 英国における「保証クレジット」制度は、厳密には年金制度とは異なる。

付表3-7 「消費生活に関するパネル調査」データによる消費関数の推計結果

説明変数	被説明変数	
	消費支出（対数）	
	係数	標準誤差
可処分所得（対数）	0.136*** (16.48)	0.008
世帯人員	-0.115*** (-26.44)	0.004
住宅ローンダミー	-0.098*** (-10.48)	0.009
住宅ローン以外のローンダミー	-0.037*** (-4.33)	0.008
夫の年齢	0.028*** (36.34)	0.001
子どもダミー	-0.025 (-1.45)	0.017
年金リスクダミー	0.018 (0.55)	0.033
医療リスクダミー	-0.073*** (-3.05)	0.024
金融危機ダミー	-0.002 (-0.10)	0.019
決定係数	0.152	
サンプル数	12193	

- (備考) 1. 家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」の特別集計により作成。  
 2. \*\*\*は1%水準、\*\*は5%水準で有意であることを示す。( )内はz値。  
 3. 1994年～2007年までのUnbalanced Panel dataを固定効果モデルと変量効果モデルで推計し、ハウスマン検定により変量効果モデルを採用した。  
 4. 消費支出は各年の9月1か月間の世帯支出額を世帯人員の平方根で除したもの。可処分所得は前年1年間の世帯収入から税金・社会保険料を除き世帯人員の平方根で除したもの。住宅ローンダミー、住宅ローン以外のローンダミー、子どもダミーは、それぞれの有無についてのダミー変数で有が1、無が0。  
 5. 年金リスクダミー、医療リスクダミー、金融危機ダミーはそれぞれ、平成14年度調査における「年金制度が変わり、老後生活の不安を感じる」「国民健康保険の自己負担増加により、生活に不安を感じる」「金融不安・金融機関破綻報道を聞いて、自分（家族）の貯蓄に不安を感じる」という設問に対する解答で「はい」を1、「いいえ」を0としたもの。これらの意識は不変と仮定し、各調査年すべてにこのダミー変数を含めた。